

気候関連開示（公開草案） 産業別開示要求 【石油及びガス—サービス(EM-SV)産業編】

2022年6月

SSBJ設立準備委員会 事務局

※不許複製・禁無断転載：
公開草案の原文及び日本語仮訳は、IFRS財団の著作物となります。
複製及び使用の権利は厳しく制限されております。

- ❖ 本資料は、2022年3月31日にIFRS財団から公表されたIFRS S2号公開草案「気候関連開示」の付録B「産業別開示要求」のうち、**石油及びガス—サービス(EM-SV)産業に関連する部分の概要**についてご説明することを目的としています。
- ❖ 本資料では、当該付録B「産業別開示要求」に関し、以下の事項について記載しています。
 - ▶ 産業別開示要求の構成
 - ▶ 指標の**技術的プロトコル**（定義、範囲、適用及び調製に関するガイダンス）において、「shall（～しなければならない）」「shall not（～してはならない）」と記載されている事項を**太字**で記載しています。
 - ▶ 上記以外の事項でも、当該事項に即した開示を行うに際して**特に有用であると当事務局が判断した事項**を記載しています（そのため、すべての事項について記載しているわけではありません）。
 - ▶ 産業別指標を開示するまでの流れ

本資料は、IFRS財団のホームページにおいて公表された当該付録B「産業別開示要求」の日本語仮訳をもとに、SSBJ設立準備委員会事務局が作成したものです。

本資料における意見に係る部分は、あくまでも当委員会のスタッフ個人の見解であり、当委員会の公式見解ではございません。

S2基準案の付録B「産業別開示要求」は、産業ごとに以下が記載されている

産業の説明	<ul style="list-style-type: none">❖ 関連するビジネスモデル、基礎となる経済活動、一般的なサステナビリティ関連の影響 (impacts) 及び依存関係 (dependencies) 、並びに当該産業への参加に特徴的な他の共有される特徴を定義することにより、適用範囲を明確にすることを意図している
開示トピック及びトピックサマリー	<ul style="list-style-type: none">❖ 開示トピックとは、特定の産業内の企業によって行われる活動に基づいて、特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会を定義するもの❖ 経営又は経営の失敗が企業の企業価値にどのように影響するかについての簡単な説明 (トピックサマリー) が含まれる
指標	<ul style="list-style-type: none">❖ 開示トピックに付随し、個別に又は1セットの一部として、特定の開示トピックのパフォーマンスに関する有用な情報を表示するように設計されている
技術的プロトコル	<ul style="list-style-type: none">❖ 定義、範囲、適用及び調製に関するガイダンスを提供する
活動指標	<ul style="list-style-type: none">❖ 企業による特定の活動又はオペレーションの規模を定量化するもの❖ データを正規化して比較を容易にするため、指標と組合せて使用することを意図している

**産業名
(68産業)**

衣服、装飾品及び履物

産業の説明

産業に関する記述

「衣服、装飾品及び履物」産業には、男性用、女性用及び子供用の衣類、ハンドバッグ、宝石、時計及び履物を含むさまざまな製品の設計、製造、卸売及び小売に関わる企業が含まれる。製品の大部分が新興市場のベンダーによって製造されることにより、この産業に属する企業が主として設計、卸売、販売促進、サプライ・チェーンの管理及び小売といった活動に焦点を当てることを可能にしている。

サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

開示トピック

指標

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
	優先原材料の調達に関連する環境及び社会リスクの記述	説明及び分析	該当なし	CG-AA-440a.1
原材料調達	環境又は社会サステナビリティ基準（又はこの両方）の第三者認証を受けた原材料の割合（基準ごとに）	定量	重量ごとのパーセンテージ(%)	CG-AA-440a.2

「衣服、装飾品及び履物」産業は、綿、革、羊毛、ゴム、並びに貴重な鉱物及び金属など、最終製品の主要なインプットとして多数の原材料に依存している。

気候変動、土地利用、資源不足、及び当該産業のサプライ・チェーンが事業を展開する地域での紛争に関連するサステナビリティの影響(impacts)は、産業において原材料を調達する能力をこれまで以上に形成している。

潜在的な原材料不足、供給停止、価格変動及び風評リスクを管理する企業の能力は、透明性に欠けることが多いサプライ・チェーンを通じて地理的に多様な地域から原材料を調達するため、さらに困難になっている。

この問題の効果的な管理を行わないことは、**利益の減少、収益成長率の抑制又は資本コストの増加（又はこれらのすべて）につながる**可能性がある。さまざまな原材料を調達することに関連するリスクの種類に応じて、サプライヤーへの関与、透明性の向上、認証基準の使用又は革新的な代替原材料の使用（又はこれらのすべて）を含め、さまざまな解決策が必要になる可能性がある。

最も積極的な企業は、**ブランドの評判を向上させ、新しい市場機会を開拓する一方で、価格変動や潜在的な供給停止にさらされるリスクを減らす**可能性が高い。

コード： CG-AA-440a.1	指標： 優先原材料の調達に関連する環境及び社会リスクの記述	測定単位： 該当なし
1 1.1	<p>優先原材料の調達から生じる環境及び社会リスクを管理するための戦略的アプローチを説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 優先原材料：企業の主要製品に不可欠なもの • 主要製品：過去3会計年度のいずれかにおいて連結売上高の10%以上を占めたもの 	
2	企業が優先原材料をどのように識別したかに関する方法を含める	
4	優先原材料は、当該原材料を直接購入したか、サプライヤーを通じて購入したかに関わらず開示する	
7	<p>綿花を優先原材料の一つとして識別した場合、以下を説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 水ストレスのある綿花栽培地域に対する脆弱性 • これらの地域から綿花を調達することによる価格変動のリスクをどのように管理しているか 	

コード	活動指標	カテゴリー	測定単位
CG-AA-000.A	(1)Tier 1サプライヤーの数	定量	数
	(2)Tier 1の先のサプライヤーの数	定量	数

- Tier 1サプライヤー：報告企業と直接取引するサプライヤー
- Tier 1の先のサプライヤー：報告企業のTier 1サプライヤーにとって重要なサプライヤー

Tier 1の先のサプライヤーのデータが仮定、見積り、又は他の不確実性を含む方法に基づいているかを開示しなければならない

気候関連の産業別指標を開示するまでの流れ(1)

適切な産業の 選択

- ❖ S2基準案の付録B「産業別開示要求」B1巻からB68巻は、SASBスタンダードの「Sustainable Industry Classification System®」(SICS®)のうち、気候関連の指標がある**11セクター・68産業**で編成されている
- ❖ 企業は、単一又は複数の産業を識別しなければならない(S2基準案 B8項)
- ❖ 企業が複数の産業にまたがる可能性が高い、幅広い活動に参加している場合、複数の産業別要求事項を適用する必要がある可能性がある(S2基準案 B9項)

重大なリスク 及び機会の識別

- ❖ 企業は、企業がさらされている**重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会**を識別し、記述しなければならない(S2基準案 第9項(a))
- ❖ その際に、企業は、産業別開示要求(付録B)の中の「**開示トピック**」(特定の産業のリスク又は機会が定義されている)を参照しなければならない(S2基準案 第10項)

指標の特定

- ❖ 企業は、「戦略」に関する要求事項を満たすための開示を作成する際、産業横断的指標カテゴリー及び**開示トピックを伴う産業別指標の適用可能性**を参照し、考慮しなければならない(S2基準案 第11項)
- ❖ 一般目的財務報告の利用者が、重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会を企業がどのように測定し、モニタリング及び管理するのかについて理解できるよう、企業は、**付録 B「産業別開示要求」において定められている産業別指標を開示**しなければならない(S2基準案 第19項、第20項(b))
- ❖ 企業は、企業がさらされている**気候関連のリスク及び機会を適正に表示する**という視点を持って、関連するフルセットの産業別要求事項を**すべて参照**しなければならない(S2基準案 B16項)

(次頁に続く)

気候関連の産業別指標を開示するまでの流れ(2)

(前頁からの続き)

指標の特定

- ❖ 定量的情報の開示に係る産業別要求事項が、産業横断的指標カテゴリー（S2基準案 第21項(a)から(e)）に関連する開示の要求事項を満たすか確認し検討しなければならない（S2基準案 付録B B15項）

産業横断的指標カテゴリー
（S2基準案 第21項）

- (a) 温室効果ガス排出
- (b) 移行リスク
- (c) 物理的リスク
- (d) 気候関連の機会
- (e) 資本投下
- (f) 内部炭素価格
- (g) 報酬

産業横断的指標カテゴリーの開示に
用いられる産業別指標の例

- (c)物理的リスク
農産物産業における、水ストレスのある地域から供給される主要作物の割合
- (d)気候関連の機会
化学製品産業における、使用段階の資源効率を考慮して設計された製品から生じた売上高

重要性
(Materiality)

- ❖ 企業は、特定された指標及び目標が企業の企業価値を評価する上で情報の利用者にとって重要性がある（material）と結論付けた場合、特定の要求事項に関連する情報を開示しなければならない（S2基準案 付録B B6項）
- ❖ IFRSサステナビリティ開示基準で要求される特定の開示に重要性がない（not material）場合には、提供する必要はない（S1基準案 第60項）

石油及びガス—サービス
Oil & Gas – Services
(EM-SV)

「石油及びガスサービス」産業の企業は、石油及び天然ガスの探査及び生産（E&P）企業のために支援サービスを提供するか、設備を製造するか、契約により採掘者となる。

採掘及び採掘支援セグメントには、契約に基づき、陸上又は海洋で石油及び天然ガスを求めて採掘する企業が含まれる。

このセグメントに属する企業は、ジャックアップ式のリグ、半潜水式のリグ、及び採掘船を製造する場合がある。

油田サービスセグメントに属する企業は、石油及び天然ガスの採掘、備蓄、及び輸送に用いられる設備を製造する。

これらの企業は、地震探査、設備のレンタル、油井のセメンチング、及び油井のモニタリングといった支援サービスも提供する。

これらのサービスは契約に基づいて提供されることが多く、顧客はサービス提供者から材料及び設備を購入又はリースする。

また、サービス企業は、サービスの一環として、人員又はその分野の専門家を提供する場合もある。

石油及びガスサービスの企業とその顧客との間の契約上の関係が、サステナビリティに関するパフォーマンスの重要性がある（material）影響（impacts）を決定する上で重大な（significant）役割を果たす。

請求する金額のほか、企業は、オペレーション上及び安全上のパフォーマンス、技術及びプロセスの提供、並びに評判について競争している。

トピック	コード	指標
排出削減サービス及び燃料管理	EM-SV-110a.1	<ul style="list-style-type: none"> 燃料の総消費量 再生可能燃料の割合 (1)路上移動用機器及び車両並びに(2)オフロード機器の使用割合
	EM-SV-110a.2	<ul style="list-style-type: none"> 大気排出関連のリスク、機会、及び影響 (impact) に対処するための戦略又は計画の説明
	EM-SV-110a.3	<ul style="list-style-type: none"> ノンロード・ディーゼルエンジンについての排出基準の最高レベルに準拠している稼働中のエンジンの割合
水管理サービス	EM-SV-140a.1	<ul style="list-style-type: none"> (1)オペレーション時に取り扱う淡水の総量 (2)リサイクルの割合
	EM-SV-140a.2	<ul style="list-style-type: none"> 水の消費及び処分に関連するリスク、機会、及び影響 (impacts) に対処するための戦略又は計画の説明

温室効果ガス（GHG）の直接排出及び関連する規制リスクは、石油及びガスサービス提供者にとっては他の産業に比べて比較的低いですが、顧客である石油及び天然ガスの探査及び生産（E&P）企業のオペレーションからの排出は重大な（significant）可能性がある。

排出には、気候変動に寄与する可能性のある温室効果ガスのほか、局所的な人間の健康及び環境に重大な（significant）影響（impact）を及ぼす可能性のあるその他の大気汚染物質が含まれる。

これらの排出に関連する規制の強化及び燃料コストの高騰は、E&P 企業にとって相当な（substantial）リスクとなっている。

このため、企業は、ポンプ及びエンジンをディーゼル燃料の代わりに天然ガスで稼働するように改造するなど、排出を削減する方法を模索している。

石油及びガスサービス企業は、顧客のコスト削減及びプロセス効率の改善に役立つ最先端の効率的な技術を提供することで、E&P 企業との契約を競い合っている。

サービス企業は、E&P 活動の排出と燃料消費を削減するサービス及び機器を顧客に提供すること、及び、火災又は漏えいする場合がある販売可能なガスを回収することで、**競争上の優位性を獲得し、売上高及び市場シェアを守る**ことができる。

コード： EM-SV- 110a.1.	指標： 燃料の総消費量	測定単位： ギガジュール(GJ)
1	すべての源泉からの燃料の総消費量をギガジュール（GJ）単位で集計して開示する	
1.1	消費燃料の計算方法は、設計上のパラメータではなく、実際に消費された燃料に基づく	

コード： EM-SV- 110a.1.	指標： 再生可能燃料の割合	測定単位： パーセンテージ (%)
2	すべての源泉からの消費した燃料の総量のうち、再生可能燃料であるものの割合を開示する	
2.1	再生可能燃料：以下の要求事項のすべてを満たす燃料と定義	
2.1.1	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能なバイオマスから生産されたもの 	
2.1.2	<ul style="list-style-type: none"> 輸送用燃料、暖房用燃料油、又はジェット燃料に含まれる化石燃料の代替又は削減のために使用されるもの 	
2.1.3	<ul style="list-style-type: none"> ライフサイクル・ベースでの温室効果ガス（GHG）排出量の純減を達成したもの 	
2.2	燃料が再生可能かどうかを判断するために使用した基準又は規制を開示する	
2.3	<p>この割合は、企業のフリート車両による再生可能燃料の消費量（GJ単位）について、企業のフリート車両により消費された燃料の総量（GJ単位）で除して計算する</p> <p>計算式の例：企業のフリート車両による再生可能燃料の消費量 ÷ 企業のフリート車両により消費された燃料の総量</p>	

コード： EM-SV- 110a.1.	指標： (1)路上移動用機器及び車両並びに(2)オフロード機器の使用割合	測定単位： パーセンテージ (%)
3	<p>以下のものによる燃料の総消費量の割合を開示する</p> <ul style="list-style-type: none"> • (1) 路上移動用機器及び車両 • (2) オフロード機器 (定置リグ、発電機、搭載機器を含む) 	

コード： EM-SV- 110a.1.	補足事項
5	<p>燃料からのエネルギー消費量を計算する場合、以下のいずれかに方法に基づき、総発熱量（GCV）とも呼ばれる高位発熱量（HHV）を使用する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 直接測定する方法 • 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）から取得する方法
6	<p>燃料使用（バイオ燃料を含む）のための HHV の使用など、本開示に基づいて報告されたすべてのデータに一貫して換算係数を適用する</p>

コード： EM-SV- 110a.2.	指標： 大気排出関連のリスク、機会及び影響（impacts）に対処するための戦略又は計画の説明	測定単位： 該当なし
1	大気排出に関連するリスク、機会及び影響（impacts）に対処するための戦略又は計画について説明する	
2	大気質管理に関連する短期的及び長期的計画を説明する	
3 3.1 3.2 3.3 3.4 3.5 3.6	<p>開示の範囲は、以下の特定の排出源からの排出を含める（これらに限定されない）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 燃焼排出 • 炭化水素のフレアリング • プロセス排出 • 通常のオペレーション中に意図的に（又は設計された）コントロールされたガスの大気への放出と定義される炭化水素のベント • 温室効果ガスの逸散 • その他非定型事象 	
4	エネルギー効率を向上させ、温室効果ガスを含む大気排出を削減するサービス、技術、又は解決策を顧客に提供する能力に関連して、直面する可能性があるリスク及び機会について説明する	

コード： EM-SV- 110a.3.	指標： ノンロード・ディーゼルエンジンについての排出基準の最高レベルに準拠している稼働中のエンジンの割合	測定単位： パーセンテージ(%)
1	法域の排出基準の最高レベルに準拠しているノンロード・ディーゼルエンジンの割合を開示する	
1.1	開示の範囲には、新規及び使用中のノンロード・ディーゼルエンジンを含める	
2	<p>報告期間中に法域の排出基準の最高レベルに完全に準拠している新規及び使用中のノンロード・ディーゼルエンジンの数について、報告期間中に稼働しているノンロード・ディーゼルエンジンの総数で除した割合を計算する</p> <p>計算式の例：報告期間中に法域の排出基準の最高レベルに完全に準拠している新規及び使用中のノンロード・ディーゼルエンジンの数 ÷ 報告期間中に稼働しているノンロード・ディーゼルエンジンの総数</p>	
3	特定の船舶用エンジンなど、法域の基準を免除されているエンジンは、本開示の目的から除外する	
6	当該ノンロード・ディーゼルエンジンが稼働している法域に基づき、開示に使用した法域の排出基準を開示する	

石油及びガスの開発には大量の水が必要とされることが多く、生産者は特に水ストレス地域において、水の利用可能性の低下、使用量を制限する規制、又は関連するコストが増加するリスクにさらされている。

生産者は廃水処理に伴うリスク及びコストにも直面している。

そのため、これらの石油及びガス生産者にサービスを提供する企業は、顧客の水の消費量及び廃棄コストを削減するために、クローズド・ループ水リサイクルシステムなどの技術とプロセスを開発してきた。

掘削及び廃水の管理は顧客にとって重大な（significant）競争要因となるため、これらのサービスを提供することは、サービス企業に市場シェア獲得及び売上高増加の可能性を与えている。

コード： EM-SV- 140a.1.	指標： (1)オペレーション時に取り扱う淡水の総量	測定単位： 千立方メートル (m ³)
1	オペレーション時に取り扱う淡水の量を、千立方メートル単位で開示する	
1.2	淡水は、企業がオペレーションを行う地域の法令に従って定義する場合がある 規制による定義がない場合、淡水は、百万分の1,000未満の溶解固形物を含む水とみなす	
1.3	各法域の飲料水規制に準拠して水道事業者から取得した水は、淡水の定義を満たすとみなす	

コード： EM-SV- 140a.1.	指標： (2)リサイクルの割合	測定単位： パーセンテージ(%)
2	リサイクルされた水の割合を、リサイクルされた水の量について、取り扱う淡水の量で除して計算する 計算式の例：リサイクルされた水の量 ÷ 取り扱う淡水の量	
3	リサイクルされた水には、リサイクルされた生成水又は逆流 (flowback) 水とともに、クローズド・ループ及びオープン・ループシステムでリサイクルされた量を含める	
3.1	複数回再利用された水の量は、リサイクル及び再利用されるたびに、リサイクルされた水の量として数える	

コード： EM-SV- 140a.2.	指標： 水の消費及び処分に関連するリスク、機会及び影響（impacts） に対処するための戦略又は計画の説明	測定単位： 該当なし
1	水の消費及び処分に関連するリスク、機会及び影響（impacts）に対処するための戦略又は計画を説明する	
1.1	<p>開示の範囲には、以下を含める</p> <ul style="list-style-type: none"> • 企業の戦略、計画又は削減活動（又はこれらの複数のもの） • これらが事業単位ごと、地域ごと、又は水源ごとに異なるかどうか 	
2	<p>以下について説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 坑井及びフィールドオペレーターに対して、水消費量の削減、水のリサイクル、又はその他の水の影響（impact）の低減（又はこれらの複数のもの）を提供する特定の製品、サービス及び技術に対する需要 • この需要を満たす企業の能力 	
3	水管理に関する短期的計画及び長期的計画について説明する	
5	水の利用効率、処理及び再利用を改善し、水消費又は廃水生産を削減するサービス、技術又は解決策を顧客に提供することができる能力に関連して、企業が直面する可能性があるリスク及び機会について説明する	

コード	活動指標	カテゴリー	測定単位
EM-SV-000.A	稼働中のリグ現場の数	定量	数
EM-SV-000.B	稼働中の坑井現場の数	定量	数
EM-SV-000.C	総掘削量	定量	メートル (m)
EM-SV-000.D	全従業員の総労働時間	定量	時間

